## 欧州銀行同盟(EBU)の国際的側面—銀行監督調和のダイナミズム—

佐藤秀樹 (金沢大学)

## 報告要旨

2016 年現在、ヨーロッパでは銀行規制・監督の一元化を進めている。ユーロ域 19 か国を中核とする欧州銀行同盟(European Banking Union: EBU)は、経済・通貨同盟(Economic and Monetary Union: EMU)の深化を狙ったものである。

本報告では、EBU を対象に、新たな EMU の目指す方向、目的、ダイナミズムを次の 3 つの視点から分析する。第 1 に、Single Supervisory Mechanism (SSM)と Single Resolution Mechanism (SRM)である。 SSM は 2014 年 11 月に発足し、既に 1 年が経過している。 一方で、SRM は 2015 年 1 月に創設され、2016 年 1 月から Single Resolution Board (SRB)を中核として、Single Resolution Fund (SRF)を伴い本格的に始動した。この基本構造を分析し、新たな bail-in 方式の導入と、既存の bail-out 方式の整合性について考察を行う。

第2に、共通預金保険制度である European Deposit Insurance Scheme (EDIS) である。 2015 年に欧州委員会より提案が出されたばかりであるが、金融危機以後、先進諸国で消費者保護が一層謳われている現在、預金保険をユーロ域内でどのように整えていくかは、喫緊の課題である。今のところ、10 万ユーロの水準は合意されているが、預金保険機関の設立や、ドイツの反対姿勢など、課題が残っている。この現状について制度分析を行う。

第3に、EBUと金融安定理事会(Financial Stability Board: FSB)との関係、そして EBUと米連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation: FDIC)との比較考察である。表題にある EBUの国際的側面としては、FSBの Key Attributes との共通認識が肝要である。Bail-inアプローチを旨とすること、効果的な銀行監督と破綻処理を模索する点で、EBUと FSB は共通の基盤を持っていると考えられる。また、米国の FDIC は 1933 年に創設され、米国の多数の金融機関を破綻処理してきた実績を持つ。米国の金融監督は、組織上、複合的であることは知られているが、現在は財務省(Treasury)が主導する Financial Stability Oversight Council (FSOC)の下で、関係当局が分業し、かつ協力する体制を金融危機以後整えている。特に FDIC は、欧州との比較分析を行う上で参考となる機関である。以上の3つの視点から、EBUの持つ特性を析出することが目的である。

キーワード:銀行規制、プルーデンス政策、金融システムの安定化、EU(欧州連合)